わらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑶⑦アによる。

また、上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成21年４月１日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、１年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進ＰＰＰとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積8,000㎡以上

ｃ　階数　地上５階以上

ｄ　用途　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)　事務所又は庁舎

(ii)　複合用途施設（１棟で(i)の用途と認められる部分が4,000㎡以上ある建物）

(C)　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(D)　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

イ　工事種別　電気設備工事

(A)　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ．技術士（建設部門、電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。）に合格した者）

ｂ．ａ．と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日　建設省告示第2345号」を参照）

ｃ．１級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成21年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ

ｂ　階数　５階以上

ｃ　用途　ア(B)ｄに同じ

ｄ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

(C)　ア(C)に同じ。

(D)　ア(D)に同じ。

ウ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

(A)　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門もしくは衛生工学部門または総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」または上下水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」または水道部門もしくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）

ｂ．ａ．と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

ｃ．１級管工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成21年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｄまでの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。また、同種工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の経験の対象となる施工期間において、すべての期間に従事していること。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進ＰＰＰに従事していた場合の取扱いはア(B)による。

ａ　規模　ア(B)ｂに同じ

ｂ　階数　５階以上

ｃ　用途　ア(B)ｄに同じ

ｄ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備

(C)　ア(C)に同じ。

(D)　ア(D)に同じ。

(5)　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　建築士法第23条の規則に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア　総合監理　令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項第二号ロ(1)において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

イ　構造監理　同上「構造」

ウ　電気設備監理　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ　機械設備監理　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの